

○山形大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程

(昭和54年1月25日制定)

改正	平成元年2月15日	平成元年4月17日
	平成9年4月30日	平成11年1月25日
	平成14年3月1日	平成16年4月1日
	平成22年9月14日	平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部附属病院(以下「本院」という。)における受託実習生の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託実習生」とは、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体(以下「養成機関等」という。)の長から、本院における実習を委託された当該養成機関等の学生、生徒等をいう。

(申請)

第3条 受託実習生を委託しようとする養成機関等の長は、受託実習生委託申請書(別記様式)に必要書類を添えて、病院長に申請しなければならない。

(許可)

第4条 病院長は、前条の規定による申請があったときは、本院の業務に支障がない場合に限り、受入れを許可するものとする。

(実習期間)

第5条 受託実習生の実習期間は、受入れを許可する日の属する事業年度を超えないものとする。

(実習料)

第6条 受託実習生の実習料は、1人につき日額1,080円とする。ただし、薬剤師の養成を目的とする受託実習生については、受託実習生1人つき1クール(11週間)432,000円とする。

2 養成機関等の長は、受入れを許可されたときは、受託実習生の実習期間に応じて、実習料の全額を実習開始日の前日までに納付しなければならない。ただし、病院長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

3 実習料を実習開始日の前日までに納付しないときは、病院長は、前項ただし書きの場合を除き、第4条に規定する許可を取り消すものとする。

4 納付済みの実習料は、返付しない。ただし、養成機関等の長から実習開始日の前日までに取消しの申し出があった場合は、この限りではない。

(実習方法)

第7条 受託実習生は、病院長の指示に基づき、実習を行うものとする。

(規則の遵守)

第8条 受託実習生は、山形大学の諸規則を遵守しなければならない。

(実習の停止及び許可の取消し)

第9条 受託実習生が第7条若しくは前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は第4条の規定による許可を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、受託実習生に関し必要な事項は、病院長が

定める。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月15日)

この規則は、平成元年2月15日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成元年4月17日)

この規則は、平成元年4月17日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成9年4月30日)

この規則は、平成9年4月30日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成11年1月25日)

この規則は、平成11年1月25日から施行する。

附 則(平成14年3月1日)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月14日)

この規程は、平成22年9月14日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則(平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式

受託実習生委託申請書

[別紙参照]